

ごみ焼却処理施設ダイオキシン類測定業務委託仕様書

(委託の目的)

第1条 本仕様書は、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第1項及び第2項の規定に基づき、排ガス、飛灰及び焼却灰のダイオキシン類の測定を目的とする。

(委託の名称)

第2条 本委託の名称は、「ごみ焼却処理施設ダイオキシン類測定業務委託」とする。

(委託の場所)

第3条 本委託の場所は、「南相馬市原町区上北高平字東高松 地内」とする。

(委託の期間)

第4条 本委託の期間は契約締結日から令和9年2月26日までとする。

(受注者業務)

第5条 本業務の受注者は、常に最高の技術を発揮し、委託契約書及び委託仕様書に基づいて業務を遂行しなければならない。

(安全管理)

第6条 本業務の受注者は、業務遂行するにあたり、測定日時、測定箇所の位置及び作業の安全等について十分な事前協議等を行い、測定場所の状況を確認するものとする。

(提出書類)

第7条 受注者は、次の書類を提出するものとする。

(1) 受注者は、業務の着手及び完了にあたっては、着手届及び完了届を提出するものとする。

(2) 受注者は、業務の着手に際し、下記の書類を提出するものとする。

ア. 主任技術者選任届 1部

イ. 実施計画書 1部

(秘密の保持)

第8条 本業務の受注者は、業務の遂行上知り得た測定分析結果等の事項に関しては、守秘義務を負うものとする。

(委託業務の内容)

第9条 排ガス、飛灰及び焼却灰について、ダイオキシン類測定時の焼却状況を把握するため次のとおり測定するものとする。排ガス、飛灰、焼却灰中のダイオキシン類濃度及び排ガス中の流速（流量）、水分、温度、ばいじん濃度、一酸化炭素濃度、酸素濃度、塩化水素濃度、窒素酸化物濃度の試料採取・測定を行い、成果品として報告書を提出する。

(1) 採取場所

- ① 排ガス 煙突
- ② 飛 灰 集じん灰搬送装置
- ③ 焼却灰 後燃焼室

(2) 測定内容

- ① 測定内容及び数量は、下記のとおりとする。

測 定 項 目	排ガス	飛 灰	焼却灰	計
流速(流量)	2			2
水 分	2			2
温 度	2			2
ばいじん濃度	2			2
一酸化炭素濃度	2			2
酸素濃度	2			2
塩化水素濃度	2			2
窒素酸化物濃度	2			2
ダイオキシン類濃度	2	2	2	6

- ② ダイオキシン類の測定分析内容は下記のとおりとする。

P C D D s

P C D F s

P C B s

(3) 試料採取及び測定分析方法

排ガスについては、平成11年総理府令第67号「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」の規定による測定方法とし飛灰及び焼却灰については、平成4年厚生省告示第192号「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」によるものとする。

(4) その他

① 排ガス温度

測定時において、排ガス温度を連続測定すること。

② 一酸化炭素濃度及び酸素濃度

排出口(煙突)における一酸化炭素濃度及び酸素濃度をダイオキシン類採取直前から終了まで連続測定すること。

なお、一酸化炭素濃度測定は、JIS K 0098.7.2 赤外線吸収式連続分析法に準じて行い酸素濃度測定は、JIS K 0301.6 連続分析法及び JIS B 7983.4.1 磁気式ダンベル形酸素濃度計に準じて行うこと。

(評価及び考察)

第 10 条 測定結果により、下記事項について評価及び考察を行うこと。

なお、評価及び考察にあたっては、焼却設備及び排ガス処理施設等の特徴を十分に理解するとともに、必要に応じ発注者と協議すること。

(1) 評価及び考察

分析結果から評価及び考察を行うこと。

(2) 精度管理

平成 9 年 2 月 26 日付け衛環第 38 号の廃棄物処理におけるダイオキシン類標準測定分析マニュアルに基づいて、精度管理を実施すること。

また、JIS に定める二重測定についても実施すること。

(提出成果品)

第 11 条 本業務における報告書及び報告書の提出部数は、下記のとおりとする。

(1) ダイオキシン類分析業務委託報告書 1 部

GC-MS チャート等が収録されているもの(CO-O₂チャート含む)

(2) 精度管理報告書 1 部

(3) 測定時及び分析時の写真

報告書及び写真類は A4 版仕上げとして製本すること。

(その他)

第 12 条 本仕様書は、基本的な事項を定めたもので、ここに明記されていない事項について疑義が生じた場合は、発注者及び受注者間でその都度協議するものとする。

(1) 本業務を実施するにあたって必要な図書、資料及びデータ等については、支障のない範囲で提供又は貸与するものとする。

(2) 現地測定に必要な電気及び水道水については無償供与するものとする。

(3) 焼却施設等にトラブルが発生したときは、試料の採取を中止し発注者と協議のうえ、改めてすべての試料を採取すること。

なお、測定結果に疑義を生じたときにおいても、再度試料の採取から行うこと。

(4) 試料採取日時については、発注者と協議して決定するものとする。

(5) 分析報告書について説明を求められたときは、委託業務完了後であっても早急に応ずること。

・環境への配慮

南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。